

鹿屋市下水道条例施行規程等の一部を改正する規程

(鹿屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第1条 鹿屋市下水道条例施行規程（令和2年上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式、別記第15号様式及び別記第21号様式中「印」を削る。

(鹿屋市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部改正)

第2条 鹿屋市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程（令和2年鹿屋市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「印」を削る。

(鹿屋市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正)

第3条 鹿屋市下水道排水設備指定工事店規程（令和2年上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記第3様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

排水設備工事責任技術者名簿（新規・解除）

鹿屋市長 様

指 定 番 号 第 号  
 商 号  
 〒  
 営業所所在地  
 電 話 番 号 - -  
 代 表 者 氏 名

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

〔添付書類〕

- 1 排水設備工事責任技術者証の写し
- 2 雇用関係を証する書類

注 専属解除の場合は、名簿を別葉とすること。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市公共下水道事業分担金条例施行規程の一部改正)

第4条 鹿屋市公共下水道事業分担金条例施行規程（令和2年上下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。